

平成30年11月15日

大和市長 大木 哲 様

大和市行政不服審査会
会長 三 浦 大 介

答 申 書

平成30年8月8日付けで諮問のありました平成29年(審)第5号(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり答申します。

なお、本文中の「審理員意見書」は別添のとおりです。

1 審査会の結論

- ・本件審査請求について、審理員の審理手続は適正に行われている。
- ・本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断は妥当である。

2 審理員の審理手続について

(1) 審理員の審理手続経過

審理員が行った審理手続は次のとおり。

平成29年12月28日	処分庁へ審査請求書(写し)送付及び弁明書提出要求
平成30年1月18日	処分庁から弁明書等受領
同月26日	審査請求人へ弁明書副本送付及び反論書等提出要求
同年2月15日	審査請求人へ再度反論書等提出要求
同年4月20日	処分庁へ弁明書提出要求 (取立額が給与等の差押禁止の規定に抵触するか否かを明らかにするよう要求)
同年5月18日	処分庁から弁明書等受領
同月31日	審査請求人へ弁明書副本送付及び反論書等提出要求
同年6月15日	審査請求人へ再度反論書等提出要求
同年7月6日	審理関係人へ審理手続終結通知
同月27日	審査庁へ審理員意見書提出

(2) 審査会の判断

本件審査請求に係る審理員の審理手続に不適正な点は見当たらない。

3 審査庁の諮問時の判断について

(1) 審査庁の判断

ア 事案の概要

審理員意見書「第1 事案の概要」に記載のとおり。

イ 審理関係人の主張の要旨

(ア) 審査請求人の主張の要旨

審理員意見書「第2 1 審査請求人の主張」に記載のとおり。

(イ) 処分庁の主張の要旨

審理員意見書「第2 2 処分庁の主張」に記載のとおり。

ウ 審査庁の判断

(ア) 主文

本件審査請求を棄却する。

(イ) 理由

審理員意見書のとおり。

(2) 審査会の判断

審理員意見書に記載のとおり。

4 調査審議の経過

(1) 平成30年 8月 8日 諮問書の受領

(2) 平成30年10月 3日 審議